

平成 29 年 月 日

神奈川県立二俣川看護福祉高等学校長 殿

## 高等学校等就学支援金



### 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。



### 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（次の2つの事項を必ず確認の上、 にレ印を付けてください。）



この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。



この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな		
生徒の氏名	姓	名

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒	-	都道府県	市区町村
保護者等の連絡先	( )		(日中連絡可能な携帯等)	
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立二俣川看護福祉高等学校			

### 【1. 高等学校等の在学期間について】

現在の学校の在学期間	学校名	平成29年4月1日 ～ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	(うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	看護科 ・ 福祉科 高等学校（全日制）
過去の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
		(うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	

次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・ 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者
- ・ 高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

裏面も記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分

4月～6月(28年度の課税証明書等を添付)  7月～翌年6月(29年度の課税証明書等を添付)

(2)  4月1日時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。  
(次の から までのいずれかの にレ印を付けてください。)

**(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。**

<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 〔単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。〕
<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、 から までのいずれかの にレ印を付けてください。)
<input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
<input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
<input type="checkbox"/>	・ 離婚、死別等により親権者が1人の場合 ・ 親権者が存在するものの、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・ 成人に達している場合 ・ 未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
<b>(2) - 2 次の理由により課税証明書等を添付しません。</b>	
<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(又は にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・ 保護者等に変更があった場合(離婚・死別、養子縁組等)
- ・ 収入の状況に変更があった場合(収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等)

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、 にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手を学校長に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日(学校において記入)

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は、次によって記入してください。

- イ において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、 において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含まれます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、次の別を記入してください。
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校（全日制）</li> <li>・高等学校（定時制）</li> <li>・高等学校（通信制）</li> <li>・専修学校（高等課程）昼間学科</li> <li>・専修学校（高等課程）夜間等学科</li> <li>・専修学校（高等課程）通信制学科</li> <li>・各種学校（外国人学校）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中等教育学校（後期課程）</li> <li>・特別支援学校（高等部）</li> <li>・高等専門学校（1～3学年）</li> <li>・専修学校（一般課程）昼間学科</li> <li>・専修学校（一般課程）夜間等学科</li> <li>・専修学校（一般課程）通信制学科</li> <li>・各種学校（その他）</li> </ul>
---	--

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。  
 なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の～は除きます。

児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長  
児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長  
法人である未成年後見人  
民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされ未成年後見人  
その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ハ 【2．保護者等の収入の状況について】(2) に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」が親権者全員の場合は、(2) から までの「親権者が存在しない場合」に該当します。

- ニ 【2．保護者等の収入の状況について】(2) 又は に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。

- ホ 【2．保護者等の収入の状況について】(2) 又は に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法(注)における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

## 留意事項

- イ 4月に入学した新生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

- ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

- ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、神奈川県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。

- へ 正当な理由がなく神奈川県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

平成 29 年 月 日

神奈川県立二俣川看護福祉高等学校長 殿

高等学校等就学支援金

4月1日と記入してください。

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金等の収入の状況に関する事項について、

確認の上、2箇所必ずレ印を付けてください。

（次の2つの事項を必ず確認の上、 にレ印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	かながわ		いちろう	
生徒の氏名	姓	神奈川	名	一郎
生徒の生年月日	昭和 平成 13 年 5 月 22 日			
生徒の住所	〒 231 - 8588 神奈川県 横浜 市区町村 中区日本大通33			
保護者等の連絡先	090 ( )			
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立二俣川看護福祉高等学校			

生徒の氏名、ふりがな、生年月日、住所を記入してください。

【1. 高等学校等の在学期間について】 日中連絡が取れる保護者の連絡先を記入してください。

現在の学校の在学期間	学校名	平成29年4月1日 ~ 平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	看護科・福祉科 高等学校(全日制)
過去の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	過去に高等学校等に在学していた場合に記入してください。		

次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・ 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業もしくは修了した者
- ・ 高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含めません。）

裏面も記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受け

4月～6月(28年度の課税) **～ のいずれかに レ印 を記入してください。**

(2)  4月1日時点における保護者等から添付する課税証明書等については次のとおりです。  
(次の から までの への へ レ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親) 2名分 〔単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。〕
<input type="checkbox"/>	親権者 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、 から までのいずれかの へ レ印を付けてください。)
<input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
<input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割を課されていない場合
<input type="checkbox"/>	・ 離婚、死別等により親権者が存在しない場合 ・ 親権者が存在するが、親権者よりやむを得ず、親権を放棄している場合
<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 ・ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・ 成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・ 成人に達している場合 ・ 未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

**親権者がなく、未成年後見人が選任されている場合は、その人数を記入してください。**

(2) - 2 次の理由により課税証明書等を添付しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で	<b>課税証明書等を添付する方の氏名と生徒との続柄を記入してください。</b>
<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者が存在しないなど市町村民税所得割を課されていない場合	

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(又は へ レ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄
神奈川 太郎	父

氏名	生徒との続柄
神奈川 花子	母

保護者等や収入の状況に変更があった場合は、必ず 学校に連絡してください。

- ・ 保護者等に変更があった場合(離婚・死別、養育親の変更等)
- ・ 収入の状況に変更があった場合(収入の修正申告等)

**確認の上、必ず レ印 を付けてください。**

【3. 確認事項】

(次の事項を確認の上、 へ レ印を付けてください。)

- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校長に委任することを了承します。

学校受付日 平成 年 月 日(学校において記入)